

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○落札者の決定	(入札課) 801
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特 定施設の設置の許可申請の概要	(山城北保健所) 802
○林業・木材産業等振興施設整備交付金交 付要綱の一部改正	(林業振興課) 804
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	(南丹広域振興局) 811
○公共測量の終了	(用地課) ♫

公 告	
○都市計画土地区画整理事業の決定に係る 図書の写しの縦覧	(山城北土木事務所) ♫
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写 しの縦覧	(都市計画課) ♫
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写 しの縦覧	(♫) ♫

○都市計画高度地区の変更に係る図書の写 しの縦覧	(山城北土木事務所) 812
○都市計画防火地域及び準防火地域の変更 に係る図書の写しの縦覧	(♫) ♫
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの 縦覧	(♫) ♫
○都市計画法に基づく工事完了	(♫) ♫

府 議 会

○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会 派結成届の概要	♫
○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会 派異動届	♫
○府議会定例会の開閉	♫
○決算特別委員会の設置及び同委員の選任	♫
○意見書	813

告 示

京都府告示第557号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 購入物品の名称及び数量
ロータリー除雪車 1台
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日
令和5年10月2日
- (4) 落札者の名称及び所在地
株式会社N I C H I J O大阪支社
大阪市淀川区西中島五丁目5番15号 新大阪セン
トラタワー南館8階
- (5) 落札金額

59,730,000円

- (6) 契約の方法
一般競争入札

- (7) 入札公告日
令和5年8月18日

2(1) 購入物品の名称及び数量

- ア 除雪ドーザ (11トン級) 2台
- イ 除雪ドーザ (13トン級) 2台

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- (3) 落札決定日
令和5年10月2日
- (4) 落札者の名称及び所在地
コマツカスタマーサポート株式会社近畿四国カン
パニー京都支店
向日市森本町高田17番地
- (5) 落札金額
ア 37,070,000円
イ 45,540,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和5年8月18日



京都府告示第558号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社オートワークス京都
住 所 宇治市大久保町西ノ端1番地1
代表者 代表取締役 内海 嘉則

(2) 工場の名称及び所在地

名 称 株式会社オートワークス京都
所在地 宇治市大久保町西ノ端1番地1

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
1基

イ 能力

1パレット／時間

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着工の日から90日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日から60日を経過した日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

午前8時から午後6時までのうち9時間

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大値

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

昭和47年7月1日

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大値

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和5年11月14日から令和5年12月5日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項目 区分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値												汚水等 の 量
	pH	BOD	COD	浮遊 物質 質量	窒素	リン	ふっ素	ニッケル	亜鉛	マンガン	油分	亜硝酸化合 物及び硝酸 化合物	
通常	6~11	mg/L 2,500	mg/L 2,500	mg/L 110	mg/L 300	mg/L 2,300	mg/L 160	mg/L 160	mg/L 650	mg/L 110	mg/L 2,500	mg/L 1,460	m ³ /日 2.1
最大	6~11	3,750	3,750	165	450	3,450	240	240	975	165	3,750	2,190	3.15

別表2

種 類	凝集沈殿処理施設
構 造	鋼板製
能 力	150 m ³ /時間
処 理 の 方 法	凝集沈殿処理方式

別表3

項目		汚水等の汚染状態の値												汚水等の量
		pH	BOD	COD	浮遊物質	窒素	リン	ふっ素	ニッケル	亜鉛	マンガン	油分	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
区分														㎥/日
		排水処理施設	通常処理前	6~11	68	68	110	8以下	0.5	4	4	0.5	3	68
通常処理後	6~8		20以下	11以下	25以下	3以下	0.5以下	1.0	0.8	0.5	1.0	5以下	3.4以下	116.1
最大処理前	6~11		103	103	165	12以下	0.5	7	7	1.0	5.0	103	61	117.15
最大処理後	6~8		20以下	11以下	25以下	3以下	0.5以下	7.5	1.8	1.0	5.0	5以下	8.8以下	117.15



京都府告示第559号

林業・木材産業等振興施設整備交付金交付要綱（昭和54年京都府告示第368号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第2中「林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱」を「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱」に、「別表3、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「木産実施要領」を「別表2、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「循環成長実施要領」という。）別表1のI、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「輸出促進交付要綱」という。）別表及び国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「供給強化実施要領」に改め、「及び木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物生産施設等整備交付金事業実施要領（令和2年1月30日付け元林政経第240号林野庁長官通知。以下「特産実施要領」という。）」を削る。

第3第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる各事業間の経費の流用

ア 別表の1に掲げる林業・木材産業循環成長対策事業

イ 別表の2に掲げる国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

別表を次のように改める。

別表（第2、第3、第5関係）

1 林業・木材産業循環成長対策事業

事業種目	経 費	事業主体	交付対象者	交付率又は交付額	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 活動拠点施設整備	事業主体が計画等に基づいて行う活動拠点施設整備に要する経費	(1) 市町村 (2) 森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に定める森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。） (3) 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則つて知事が選定した林業経営体	事業主体。 ただし、市町村以外の者が事業主体である場合において、当該事業主体の事業に対し、市町村が補助するときは、当該市町村を交付対象者とすることができる。	経費の10分の5.4以内	事業主体ごとにおける次に掲げる変更 (1) この表の各事業種目に係る経費の額を合計した額の20パーセントを超える増減 (2) 事業種目ごとの経費の額の20パーセントを超える増減	(1) 事業主体の変更 (2) 事業種目の新設又は廃止 (3) 事業種目の実施に係る計画の主要な変更で知事が別に定めるもの
2 木材加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備	事業主体が計画等に基づいて行う木材処理加工施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う木材集出荷販売施設整備に要する経費	(1) 市町村（貸付けに係る木材処理加工施設を導入するものに限る。） (2) 森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 林業者等の組織する団体 (5) 地方公共団体等が出資する法人（以下「出資法人」という。） (6) 木材関連業者等の組織する団体 (7) 地域材を利用する法人	同上	経費の10分の5.5（次に掲げる場合にあつては、当該区分に応じ、それぞれ次に掲げる率）以内 (1) 木材集出荷用機械（原木輸送用トラックに係る部分に限る。）の整備を行う場合 3分の1 (2) 循環成長実施要領別表1のIの表の木材処理加工用機械又は木材集出荷用機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合 2分の1	同上	同上
3 森林バイオマス等活用施設整備		(1) 市町村（森林バイオマス再利用促進施	同上	経費の10分の5.5（循環成長実施要領別表1の	同上	同上

<p>備 (1) 森林バイオマス再利用促進施設整備 (2) 木質エネルギー等利用促進施設整備</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う森林バイオマス再利用促進施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う木質エネルギー等利用促進施設整備に要する経費</p>	<p>設整備を行う場合に限る。) (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 林業者等の組織する団体 (6) 出資法人 (7) 木材関連業者等の組織する団体 (8) 地域材を利用する法人</p>		<p>Iの表の森林バイオマス再利用促進用機械又は木質エネルギー等利用促進用機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1)以内</p>		
<p>4 木質バイオマス利用促進施設整備（未利用間伐材等活用機材整備）</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う未利用間伐材等活用機材整備に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 林業者等の組織する団体 (5) 木材関連業者等の組織する団体 (6) P F I 事業者 (7) その他の民間事業者</p>	<p>同上</p>	<p>経費の2分の1以内</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>5 木質バイオマス利用促進施設整備（木質バイオマス供給施設整備）</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う木質バイオマス供給施設整備に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 林業者等の組織する団体 (5) 出資法人 (6) 木材関連業者等の組織する団体 (7) P F I 事業者 (8) その他の民間事業者</p>	<p>同上</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率以内 (1) 地域内エコシステムの構築等に資する施設（(2)の供給施設に該当する施設を除く。）の整備を行う場合 2分の1 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特措法」という。）第9条第4項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下この項において「認定発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下この項において「特定供給施設」という。）の整備を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率 ア 特定供給施設の整備が地域内エコシステムの構築等に資するものであ</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

					<p>る場合 3分の1 （認定発電施設が地域活用要件を満たす場合にあつては、2分の1） イ アに掲げる場合以外の場合 10分の1.5（認定発電施設が地域活用要件を満たす場合にあつては、3分の1） (3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 3分の1</p>		
6 木質バイオマス利用促進施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設整備）	事業主体が計画等に基づいて行う木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費	<p>(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 農業協同組合連合会 (6) 農事組合法人 (7) 漁業協同組合 (8) 漁業協同組合連合会 (9) 林業者等の組織する団体 (10) 出資法人 (11) 木材関連業者等の組織する団体 (12) P F I 事業者 (13) 社会福祉法人 (14) 一部事務組合 (15) その他の民間事業者</p>	同上	経費の3分の1（施設の整備が地域内エコシステムの構築等に資するものである場合にあつては、2分の1）以内	同上	同上	
7 特用林産物活用施設等整備 (1) 特用林産物生産基盤整備 (2) 特用林産物生産施設整備 (3) 特用林産物加工流通施設整備 (4) 廃菌床等活用施設整備	<p>事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物生産基盤整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物生産施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物加工流通施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う廃菌床等活用施設整備に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 農業協同組合 (6) 農業協同組合連合会 (7) 農事組合法人 (8) 林業者等の組織する団体 (9) 出資法人 (10) 地域材を利用する法人（特用林産物生産施設整備又は特用林産物加工流通施設整備を行う場合に限る。） (11) きこの原木等生産者（廃菌床等活用施設整備及び特用林産物獣害対策施設整備を行う場合を除く。） (12) その他の団体であ</p>	同上	経費の10分の5.4（循環成長実施要領別表1のIの表の特用林産物生産用機械、特用林産物加工流通用機械又は廃菌床等活用機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1）以内	同上	同上	

<p>(5) 特用林産物 獣害対策施設 整備</p>	<p>事業主体が計 画等に基づいて 行う特用林産物 獣害対策施設整 備に要する経費</p>	<p>つて、次のいずれか に該当するもの ア (1)から(11)までに 掲げる事業主体の 有する議決権の合 計がその団体の総 議決権の過半を占 める団体 イ その他知事が林 野庁長官と協議し て認めた団体</p>				
<p>8 木造公共施設 整備</p>	<p>事業主体が計 画等に基づいて 行う公共施設整 備に要する経費</p>	<p>(1) 市町村 (2) 出資法人 (3) 地方公共団体の組 合 (4) (1)から(3)までに掲 げるもののほか脱炭 素社会の実現に資す る等のための建築物 等における木材の利 用の促進に関する法 律施行令（平成22年 政令第203号）第1 条に規定する建築物 の整備主体であるも の</p>	<p>同上</p>	<p>経費の10分の1.5（次 に掲げる場合にあつて は、当該区分に応じ、そ れぞれ次に掲げる率）以 内。ただし、(1)に掲げる 場合においては、木質内 装部分に係る事業費に2 分の1を乗じて得た額を 交付金の上限額とする。 (1) 公共施設の内装の木 質化を行う場合 100 分の3.75 (2) 次のいずれかに該当 する施設の整備を行う 場合 2分の1 ア CLTを構造耐力 上主要な部分に活用 する建築物 イ 耐火建築物又は3 階建ての準耐火建築 物 ウ 角材を活用した壁 柱又は重ね梁を活用 した建築物</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>9 施設整備附帯 事業</p>	<p>事業種目の欄 に掲げる1から 8までの事業を 実施するに当た り、施設整備の 効果的かつ円滑 な実施を図るた めに必要となる 調整活動、新た なマーケットの 開拓並びに実践 的知識及び技術 の習得活動等の 実施に要する経 費</p>	<p>事業種目の欄に掲げ る1から8までのい ずれかの事業を行 う者</p>	<p>同上</p>	<p>経費の2分の1以内か つ事業種目の欄に掲げる 1から8までの事業に係 る経費を合計した額の10 分の1以内の額</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>10 附帯事務費</p>	<p>事業種目の欄 に掲げる1から 8までの事業実 施の指導監督及 び会議の運営等 に要する経費</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村</p>	<p>経費の2分の1以内か つ事業種目の欄に掲げる 1から8までの事業に係 る経費を合計した額の 1,000分の4以内の額</p>	<p>経費の額の 20パーセント を超える増減</p>	<p>同上</p>

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

事業種目	経 費	事業主体	交付対象者	交付率又は交付額	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 木材加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備 (3) 森林バイオマス等再利用促進施設整備	事業主体が計画等に基づいて行う木材処理加工施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う木材集出荷販売施設整備に要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う森林バイオマス等再利用促進施設整備に要する経費	(1) 市町村（貸付けに係る木材処理加工施設を導入するものに限る。） (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 林業者等の組織する団体 (6) 木材関連事業者等の組織する団体 (7) 地域材を利用する法人 (8) 出資法人 (9) その他知事が認めたもの	事業主体。ただし、市町村以外の者が事業主体である場合において、当該事業主体の事業に対し、市町村が補助するときは、当該市町村を交付対象者とすることができる。	経費の10分の5.5（供給強化実施要領別表1の第3の表の木材処理加工用機械、木材集出荷用機械又は森林バイオマス再利用促進用機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1）以内	事業主体ごとにおける次に掲げる変更 (1) この表の各事業種目に係る経費の額を合計した額の20パーセントを超える増減 (2) 事業種目ごとの経費の額の20パーセントを超える増減	(1) 事業主体の変更 (2) 事業種目の新設又は廃止 (3) 事業種目の実施に係る計画の主要な変更で知事が別に定めるもの
2 スtockヤード整備	事業主体が計画等に基づいて行うストックヤード整備に要する経費	同上	同上	経費の10分の5.5（供給強化実施要領別表1の第3の表の自走式ウインチ、ログローダ、グラップル付きトラック、グラップル付きバックホウ、フォークリフト、クレーンその他の機械であつて知事が別に定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1）以内	同上	同上
3 施設整備附带事業	事業種目の欄に掲げる1又は2の事業を実施するに当たり、施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費	事業種目の欄に掲げる1又は2の事業を行う者	同上	経費の2分の1以内かつ事業種目の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費を合計した額の10分の1以内の額	同上	同上
4 特用林産物生産施設等整備 (1) 特用林産物生産基盤整備	事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物生産基盤整備に	(1) 市町村 (2) 森林組合 (3) 生産森林組合 (4) 森林組合連合会 (5) 農業協同組合 (6) 農業協同組合連合	同上	経費の10分の5.4（供給強化実施要領別表1の第3の特用林産物生産用機械、特用林産物加工流通用機械又は廃床等活用機械であつて知事が別に	同上	同上

<p>(2) 特用林産物生産施設整備</p> <p>(3) 特用林産物加工流通施設整備</p> <p>(4) 廃床等活用施設整備</p> <p>(5) 特用林産物獣害対策施設整備</p>	<p>要する経費 事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物生産施設整備に要する経費</p> <p>事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物加工流通施設整備に要する経費</p> <p>事業主体が計画等に基づいて行う廃床等活用施設整備に要する経費</p> <p>事業主体が計画等に基づいて行う特用林産物獣害対策施設整備に要する経費</p>	<p>会</p> <p>(7) 農事組合法人</p> <p>(8) 林業者等の組織する団体</p> <p>(9) 出資法人</p> <p>(10) 地域材を利用する法人</p> <p>(11) その他の団体であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア (1)から(10)までに掲げる事業主体の有する議決権の合計がその団体の総議決権の過半を占める団体</p> <p>イ その他知事が林野庁長官と協議して認めた団体</p>		<p>定めるものに係る部分の整備を行う場合にあつては、2分の1)以内</p>		
<p>5 未利用間伐材等活用機材整備</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う未利用間伐材等活用機材整備に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 森林組合</p> <p>(3) 出資法人</p> <p>(4) P F I 事業者</p> <p>(5) その他の民間事業者</p>	<p>同上</p>	<p>経費の2分の1以内</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>6 木質バイオマス供給施設整備</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う木質バイオマス供給施設整備に要する経費</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>経費の3分の1(特措法第9条第4項の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする施設の整備を行う場合であつて、発電施設が林野庁長官が別に定める要件を満たすときにあつては、2分の1)以内</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>7 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</p>	<p>事業主体が計画等に基づいて行う木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>経費の2分の1以内</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>8 附帯事務費</p>	<p>事業種目の欄に掲げる1から7までの事業実施の指導監督及び会議の運営等に要する経費</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村</p>	<p>経費の2分の1以内かつ事業種目の欄に掲げる1から7までの事業に係る経費を合計した額の1,000分の4以内の額</p>	<p>経費の額の20パーセントを超える増減</p>	<p>同上</p>



京都府告示第560号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南丹市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和5年京都府告示第210号）が令和5年10月24日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長から通知があった。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都市左京区、東山区、山科区及び伏見区の一部

公 告

京田辺市から綴喜都市計画土地区画整理事業（田辺北地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画地区計画（田辺北地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

舞鶴市から舞鶴都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京田辺市から綴喜都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京田辺市から綴喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市八幡山田88、90の2
（関連区域）
八幡市八幡山田78の52の一部、82の5の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市竜王2836の26
前田 信三

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第1項の規定により提出された会派結成届の概要は、次のとおりである。

令和5年11月14日

京都府議会議長 石 田 宗 久

- 1 会派の名称
躍動京都
- 2 所属議員の数
1人
- 3 会派及び所属議員に係る政務活動費の月額
(1) 会派 100,000円
(2) 議員 400,000円



京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和5年11月14日

京都府議会議長 石 田 宗 久

会派の名称	異動年月日	異動事項	新	旧
自由民主党 京都府議会 議員団	令 5. 11. 1	所属議員の数	27名	28名



- 1 府議会定例会の開催
令和5年9月13日に招集された9月府議会定例会は、令和5年11月6日閉会した。
- 2 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
令和5年10月4日決算特別委員会を設置し、同委員を次のとおり選任した。
なお、同委員会は、令和5年11月6日の本会議における付託議案の議決をもって消滅した。

決算特別委員会

委員長 秋 田 公 司
副委員長 中 島 武 文
〃 梶 原 英 樹
〃 小 鍛 治 義 広

幹 事	迫 祐 仁
〃	岡 本 和 徳
委 員	渡 辺 邦 子
〃	兔 本 和 久
〃	能 勢 昌 博
〃	中 村 正 孝
〃	家 元 優
〃	宮 下 友紀子
〃	青 木 義 照
〃	森 口 亨
〃	古 林 良 崇
〃	津 田 裕 也
〃	武 田 光 樹
〃	北 岡 千はる
〃	北 川 剛 司
〃	畑 本 義 允
〃	西 條 利 洋
〃	田 中 志 歩
〃	竹 内 紗 耶
〃	光 永 敦 彦
〃	馬 場 紘 平
〃	田 中 富士子
〃	小 原 舞
〃	増 田 大 輔
〃	大河内 章

3 意見書

令和5年10月4日次の意見書を可決した。

- (1) 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
- (2) ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療報酬上の評価等を求める意見書
- (3) 脱炭素化と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の推進を求める意見書
- (4) 緊急事態に対応できる法令等の整備を促進する取組を求める意見書